

(事務連絡)
業庫第4号
平成29年1月27日

代理店 御中

日本銀行業務局

国の「会計業務の効率化に向けた改善計画」に基づく
官庁取引の廃止について

現在、国の「会計業務の効率化に向けた改善計画」（平成28年7月29日に内閣官房〈行政改革推進本部〉が対外公表）に基づき、各省庁では、日本銀行本支店・代理店との各種取引（預託金、保管金、政府有価証券等）の集約・廃止に向け検討が進められているところです。

本件にかかる各取引店との取引廃止につきましては、各省庁での調整がつき次第、順次実施されているところですが、本年2月末頃から7月頃に掛けて口座廃止が集中するものと見込まれています。

これを受け、当局において取引廃止事務の円滑化を図る観点から、各省庁へ傘下官署の取引廃止日を極力統一するよう協力を依頼しており、今後、調整がついた先については、その都度、取引廃止口座を一覧化のうえ、関係店に通知することとしました（通知例は別添参照）。

つきましては、取引廃止事務（関係店へ別添が通知されない通常の取引廃止を含む）における留意事項等を別紙のとおり送付しますので、個別官庁との取引廃止にかかる手続きを進める際には、予めご確認いただきますようお願いいたします。

以上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

TEL：03-3279-1111（代表）〈内線6082〉

取引廃止事務における留意事項等

1. 取引廃止手続きにおける一部事務の簡素化

個別官庁との取引廃止手続きについて、今後、当局から「取引廃止口座一覧」を通知したものに限り、「官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領(代理店用)」（「国庫事務例規集(代理店用)」2 3 1 2 頁参照）に基づく、日本銀行業務局統括課事務統括グループあてのファクシミリによる要項送信の扱いは不要^(注)とします。

(注) なお、上記通知以外の通常の取引廃止については、従来通り所定の手続き(ファクシミリによる要項送信)が必要ですので、ご注意ください。

2. 取引廃止事務にかかる一般的な留意事項

(1) 取引関係通知書にかかる留意事項

取引関係通知書については、本文中の記載文言により取引（現在高証明請求書の証明請求や政府小切手等の返戻を含む。）が可能な日が、次のとおり異なりますので、ご注意ください。

①文中の文言が「本日付けをもって、…取引を終止する」の場合※

取引関係通知書の作成日付の前日まで取引が可能

※ 上記①の場合には、すでに提出されている分の取引関係通知書（「写を含む」の下部余白と印鑑票の変更日欄に、「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」（「国庫事務例規集(代理店用)」1 窓口1 取引の開廃等）および「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」（「国庫事務例規集(代理店用)」3 窓口1 取引の開廃等）のとおり、取引終止のため提出された取引関係通知書の作成日を記入してください。

②本文中の文言が「本日限り、…取引を終止する」の場合※

取引関係通知書の作成日付の当日まで取引が可能

※ 上記②の場合には、すでに提出されている分の取引関係通知書（「写を含む」の下部余白と印鑑票の変更日欄には、取引終止のため提出された取引関係通知書の作成日の翌日（休日の場合は翌営業日）を記入する必要がありますので、ご注意ください。

(2) 政府有価証券の取引廃止手続きについて

政府有価証券の取引が廃止された場合には、「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」（「国庫事務例規集(代理店用)」3 窓口1 取引の開廃等）の手続きに従い、統轄店へ取引関係通知書の本書を送付する必要がありますので、送付もれがないようよろしくお願いします。

以上

別添

(廃止口座の通知例)

(事務連絡)
業庫第 号
平成29年 月 日

関係代理店 御中
(廃止口座一覧に掲載の取引店)

日本銀行業務局

取引廃止口座一覧の送付について

今般、〇〇省傘下取扱官署の取引廃止にかかる調整が終了しましたので、別紙のとおり「取引廃止口座一覧」を送付します。

つきましては、個別官庁との取引廃止手続きについて下記事項を確認のうえ、お取扱いいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 取引関係通知書の確認等

- (1) 取引廃止日の約2週間前までに、取引廃止官庁から、官印を押なつていない「取引関係通知書」が提出されますので、①取引関係通知書の作成日付が「平成29年〇月〇日」であること、②取引関係通知書の文中の文言が「…本日付けをもって…」(または「…本日限り、…」)と記載されていることを確認してください。

なお、平成29年1月27日付業庫第4号(事務連絡)でご連絡のとおり、本通知にかかる取引廃止先については、「官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領(代理店用)」「国庫事務例規集(代理店用)」2312頁参照)に基づく、日本銀行業務局統括課事務統括グループあてのファクシミリによる要項送信は不要^(注)です。

(注) 本通知以外の通常の取引廃止については、従来通り所定の手続き(ファクシミリによる要項送信)が必要ですので、ご注意ください。

- (2) 取引関係通知書の作成日(平成29年〇月〇日)に官印が押なつされた「取引関係通知書」が提出されますので、事前に提出を受けたものと記載内容が一致していることを確認してください。
- (3) 取引関係通知書(既提出分含む)および届出済印鑑票の取扱いについては、前記(1)の日本銀行業務局統括課事務統括グループあてのファクシミリによる要項送信を除き、所定の手続きに従いお取扱いください。

2. 現在高証明請求書および小切手用紙等の回収の取扱い

- 「現在高証明請求書」および「小切手用紙等の回収」にかかる取扱いは、所定の手続きに従いお取扱いください。

以上